

第12号議案

春日市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

春日市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。